

遠賀町男女共同参画社会実施計画

平成23年3月

遠賀町

目次

基本方針 1	男女共同参画意識を育てる人づくり	
	人権を尊重しあう気持ちを育む	1
	学校教育などにおける男女共同参画教育を進める	3
	家庭や地域における男女共同参画意識を広げる	5
基本方針 2	男女が共に活躍できる社会環境づくり	
	男女がともに社会活動できる機会を増やす	6
	男女がともに能力を發揮できる就業環境を整える	8
	政策・方針決定の場への男女共同参画を進める	9
基本方針 3	男女が自立し安心できる生活づくり	
	ワーク・ライフ・バランスを進める	10
	心と体の健康づくりを支援する	11
	男女共同参画に関わる人権侵害の根絶と被害者の支援を進める	12
推進体制		14
資料	遠賀町男女共同参画社会実施計画の策定経過	

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課	
				(検討)・(実施)・(継続)						
				22	23	24	25	26		
基本方針1 男女共同参画意識を育てる人づくり										
人権を尊重しあう気持ちを育む										
<p><重点施策1></p> <p>男女共同参画に関する住民への啓発の推進</p>	<p>広報・ホームページを活用した情報発信・意見募集の継続</p>	<p>広報に男女共同参画社会実施計画の内容やその経過を発信し、情報提供と啓発を進めます。</p>	<p>広報において情報発信を行っている。 継続して発信していくが内容を工夫する必要がある。</p>						住民課 (まちづくり課)	
		<p>ホームページを利用して、男女共同参画推進に関するさまざまな内容や最新情報を発信します。</p>	<p>ホームページにおいて情報発信を行っている。 最新情報を発信できるよう定期的な更新と内容の充実が課題である。</p>							住民課 (まちづくり課)
		<p>ホームページにて男女共同参画に関する意見を募集し、計画の進め方、講座や研修内容、啓発方法などに反映していきます。</p>	<p>計画の策定に関して事前にパブリックコメントという形で意見募集を行っている。 必要時に意見募集を行っていく。</p>							住民課 (まちづくり課)
	<p>全庁的な男女共同参画の視点をもった取り組みの実施と「男女共同参画社会」の周知度の向上 (平成25年度までに90%)</p>	<p>役場ロビーのモニターを利用して映像による啓発を行います。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を実施している。 様々な内容を発信し、啓発できるよう検討が必要である。</p>							住民課 まちづくり課
		<p>庁舎・中央公民館・コミュニティーセンターのロビーに男女共同参画の啓発掲示板を専用で設け、速やかに情報を発信します。</p>	<p>実施している。 広報が主体であり、ポスター等においても他の啓発物と一緒に目立たない状況である。 庁舎入口には掲示板を設け発信しているが、他の施設にも設置する必要がある。</p>							住民課 (行政経営課) (生涯学習課)
		<p>「男女共同参画社会とは？(どういう社会か)」、「遠賀町は男女共同参画社会を推進しています」等の表記を広報やポスター、封筒などに掲載し、周知度の向上を目指します。</p>	<p>平成22年度夏まつり配布用の団扇に「遠賀町は男女共同参画社会を推進します」等の表記を入れ、周知を行っている。 他課の協力を得て、周知の方法について工夫する。</p>							住民課 全庁的取組
		<p>男女共同参画週間に横断幕や啓発旗を設置し啓発を行います。</p>	<p>設置していない。 庁舎に横断幕、庁舎外周に啓発旗を設置し、啓発を行っている。 新たな経費が必要なのが課題である。</p>							住民課
		<p>毎年度、「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」時の機会を捉えPR冊子を作成し、全戸配付により啓発を行います。</p>	<p>平成18年から毎年6月の「男女共同参画週間」に合わせて啓発PR冊子を作成していた。22年度は、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて作成し、啓発を行っている。 継続して実施する。内容等がわかりやすい冊子を作成する必要がある。</p>							住民課

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)・(実施)・(継続)					
				22	23	24	25	26	
基本方針1 男女共同参画意識を育てる人づくり									
人権を尊重しあう気持ちを育む									
男女共同参画に関する講座や研修の充実	講座や研修の充実	男女共同参画推進啓発講演会を実施します。	実施していない。 講演内容等のスケジュールを作成し、計画的に実施する。新たな経費が必要なことが課題である。						住民課
		関係部署の職員から構成される検討委員会を設け、内容・講師等を協議し充実した講座や研修を計画的に実施します。	検討委員会は設けていない。 効果ある講座、研修を実施していくため、関係課と協力して検討委員会を設置する。						住民課
	男女共同参画研修参加補助金交付制度の継続	男女共同参画研修参加補助金交付制度を継続し、併せて県内各種研修やセミナーへの案内を積極的に行います。	平成22年度から半額補助から全額補助に改正を行った。 平成21年度までの研修費参加補助金利用は年間10件未満にとどまっている。平成23年度までの時限要綱のため、平成23年度中に継続または失効の検討を行う。研修内容等の周知について工夫する必要がある。						住民課
<重点施策2> 男女共同参画条例の制定	男女共同参画条例の制定及び条例制定に向けた啓発	広報等を利用して条例の必要性や重要性、また条例制定後の町や住民の責務を周知し、啓発を推進します。	条例に関する周知・啓発は行っていない。 条例制定に向けて、周知・啓発する必要がある。						住民課
		区長会等で条例制定までの進捗状況を報告します。	条例制定に関して地域組織に対する説明は行っていない。 条例制定に向けた体制整備後、随時、進捗状況の報告を行っていく。						住民課
	男女共同参画条例の制定に向け、準備委員会の設置などの取り組みの推進	条例制定・施行までのスケジュール作成を行い、全庁的な取り組みを実施します。	条例制定・施行までの予定スケジュールが未作成であり、取り組みを行っていない。 予定スケジュールを作成して、全庁的に情報を共有し取り組む必要がある。						住民課
		準備委員会について男女共同参画推進委員会や男女共同参画審議会に諮り必要であれば設置し、条例制定に向け方向性を検討します。	条例制定に向けた取り組みを行っていない。 審議会等で設置の必要性について検討を行う必要がある。						住民課

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)・(実施)・(継続)					
				22	23	24	25	26	
基本方針1 男女共同参画意識を育てる人づくり									
学校教育などにおける男女共同参画教育を進める									
<重点施策3> 児童・生徒の発達段階に応じた男女共同参画教育の実施	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画教育の実施 (目標:年間1時間)	学校教育あるいは就学前教育のあらゆる活動・行事を通じて男女共同参画意識を形成する教育を進めます。	学校教育または就学前教育においては、日ごとの様々な教育活動を通じて男女の違いがあってもお互いを尊重し大切にするという「男女共同参画」を基本に教育を実施している。 小学校低学年での「男女共同参画」に特化した授業が難しく課題である。						学校教育課
	小中学校における幼児や高齢者との交流など、体験型の学習の実施	将来の育児や介護についての関心を高めるため、育児・介護体験学習を継続実施します。	小学校では、「その道の名人」と称して地域の高齢者を指導者として招き、交流している。 中学校では、職場体験や保育園訪問などを通して、育児・介護体験学習を実施している。 中学校の職場体験では、高齢者施設での受入人数が限られているため、すべての生徒に介護体験を実施できていないのが課題である。						学校教育課
男女混合名簿の使用などの教育環境の整備	男女混合名簿を基本とし、男女別名簿は健康診断など必要に応じた使用に努める	小中学校において、必要に応じた男女混合名簿の使用を推進します。	町内すべての小中学校において男女混合名簿を使用している。 男女別名簿は必要に応じて使用する。						学校教育課
		児童・生徒・保護者に男女混合名簿の必要性について説明し、啓発を行います。	説明等を行っていない。 名簿を配付する各学校の入学式等の機会を捉えて説明していく。						学校教育課
	教育施設などにおける男女混合名簿使用の促進	保育園(所)、幼稚園において男女混合名簿の使用を推進します。	町内すべての保育園(所)、幼稚園において男女混合名簿を使用している。 継続して実施する。						学校教育課 福祉課
		保護者に男女混合名簿の必要性について説明し、啓発を行います。	説明等を行っていない。 名簿を配付する各園の入園式等の機会を捉えて説明していく。						学校教育課 福祉課

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)・(実施)・(継続)					
				22	23	24	25	26	
基本方針1 男女共同参画意識を育てる人づくり									
学校教育などにおける男女共同参画教育を進める									
お互いを思いやる心を育てる「性教育」の推進	小中学校での男女共同参画の視点による性教育の継続と専門的性教育実施の提案	性教育指導計画に基づいて、学年に応じた教育を継続実施します。	性教育指導計画に基づいて実施している。継続して実施する。						学校教育課
		保健師や助産師等の外部講師を招聘するなど、専門的性教育の実施を提案します。	1中学校で助産師による性教育を実施している。すべての学校で取り組むことが課題である。特に中学校において実施が必要である。						学校教育課
<重点施策4> 教職員や保護者に対する男女共同参画に関する講座や研修の実施	男女の性別にとらわれない生活指導・進路指導のあり方などについて、教職員に対する研修の充実	男女共同参画や男女の性別にとらわれない学習指導のあり方等をテーマに掲げて教職員研修会を実施します。	研修会実施は不十分。毎年、1回開催している教職員研修会では、テーマを多岐にわたって設定しているため、「男女共同参画」を主題にした研修会の毎年度実施は難しい状況である。						学校教育課
		教育事務所等との連携で研修の充実を目指します。	連携が不十分。教育指導委員のいない町単独での指導のあり方の研修を行うのは難しいため、教育事務所や県等と連携して研修の充実を目指していく。						学校教育課
	男女共同参画に関するセミナーへ参加促進の継続及び保護者や教職員対象の講座の実施(目標:年間1回)	県等が実施する男女共同参画に関するセミナー開催の情報を提供し、参加を促進します。	情報提供が不十分。教職員については、開催日時等が学校の就業時間と重なり参加しにくい。夏期休業中等の開催案内等工夫が必要である。保護者向けのセミナー等があれば、保護者数分印刷して学校から配付し、参加を促進する施策も検討する。						学校教育課 住民課
		保護者や教職員を対象とした研修・講座の実施を目指します。また、出前講座を教職員・保護者に周知し、活用を促進します。	実施していない。土・日の各種学校行事の際に合わせて実施し、その間子どもたちは別の活動を行い、帰宅時間を一緒にするなど参加しやすくする工夫が必要である。出前講座を周知していくことが必要である。						学校教育課

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)・(実施)・(継続)					
				22	23	24	25	26	
基本方針1 男女共同参画意識を育てる人づくり									
家庭や地域における男女共同参画意識を広げる									
家庭・地域向けの講座やイベントを開催	男女共同参画セミナーの継続実施	毎年、目的や内容等を企画・検討し、男女共同参画セミナーを継続実施します。	実施している。 参加者が少ないため、開催曜日、時間、内容等を工夫する必要がある。検討委員会や男女共同参画活動団体「どし」と協議していく。						住民課
	参加者拡大に向け、魅力あるイベントの開催とあわせた啓発の推進	人が多く集まる春まつりや夏まつり、福祉まつりなどの他のイベント開催時の啓発を行います。	他のイベント時の啓発は現在不十分。 各イベントにおける啓発活動について、内容等の工夫が必要である。人が多く集まるイベント等を活用した啓発を実施することで同時に男女共同参画社会の周知度の向上を図る。						住民課
	<重点施策5> 男性を対象にした講座や研修の実施	男性を対象に参加しやすい時間を設定した講座や、事業所などを巻き込んだ研修などの実施 (目標:年間2回)	商工会や建設業協会などと連携し、男性が多い職場を対象とした講座や研修を実施します。	実施していない。 商工会や建設業協会などとの連携体制を構築することが課題である。					

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)・(実施)・(継続)					
				22	23	24	25	26	
基本方針2 男女が共に活躍できる社会環境づくり									
男女がともに社会活動できる機会を増やす									
地域活動団体のネットワーク作りの推進	地域の活動団体のネットワーク整備	地域で活動している団体を把握しネットワークを整備します。	活動団体同士のネットワークの整備等は進んでいない。相互理解や情報交換等が必要である。						住民課 生涯学習課
	住民に対して、地域の活動団体に関する情報提供を行うなど、地域活動参加のきっかけづくりの提供	地域活動に参加しやすいきっかけをつくるため、広報やホームページ等を活用し地域の活動団体やその活動内容について情報を提供します。	ホームページには、ボランティア団体募集で「遠賀町あるき隊」、ボランティア団体の紹介で「結の会」と「ろまん倶楽部」を掲載している。広報のスペース確保とホームページでの内容更新を随時行う必要がある。						住民課 生涯学習課 まちづくり課
	ボランティアの育成と活動の推進	ボランティアの育成を推進します。	ボランティアの育成は現在行っていない。ボランティア希望調査等を行い、現状を把握する。その後調査等を基にボランティア発掘に努め、育成へとつなげていく。						住民課 福祉課 生涯学習課
		ボランティアが活動しやすい環境づくりを推進します。	町民学習ネットワークに登録しているボランティア講師の講座を企画し、活動の場を作っている。継続して実施する。また、活動を推進するため町の施設使用料の減免措置を行っている。						住民課 福祉課 生涯学習課
	男女共同に関する活動団体の支援・連携	ひと・人応援団「どし」などの団体の活動を支援し、協働での活動を目指します。	「どし」の活動を支援している。協働の視点での適切な活動支援が必要である。						住民課 (行政経営課) (生涯学習課)
		ひと・人応援団「どし」などの活動団体との意見交換会等を開催し、連携を図ります。	「どし」と意見交換を行なっている。継続して開催し、連携を図っていく。						住民課 生涯学習課

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)	(実施)	(継続)			
				22	23	24	25	26	
基本方針2 男女が共に活躍できる社会環境づくり									
男女がともに社会活動できる機会を増やす									
<重点施策6> 地域組織における女性役員起用の促進	女性リーダー育成に向けた講座への参加促進と人材の発掘	女性が活躍する各団体に対し、各講座や研修への参加を促します。	行っていない。 女性が活躍する団体との交流関係構築が課題である。						住民課 全庁的取組
		各講座の参加者や審議会・委員会などの女性役員、女性が活動している団体等に対し、女性人材バンクへの登録を促し、人材の輪を広げていきます。	女性人材バンクを設置していない。 女性人材バンクを設置し、登録を促していく。						住民課 全庁的取組
	地域組織の女性役員の登用にに向けた意識啓発 (目標:1人/1行政区)	地域組織に対し女性役員登用の目標を示し、女性登用にに向けた意識の啓発に努めます。	女性役員登用の目標を示していない。 各地区役員の決定前に、地域の方針決定の場への女性登用の重要性について発信し、女性の起用を促していく。						住民課 総務課
役員職によって男女による固定的な起用がないよう啓発を行います。		啓発を行ってない。 「男女共同参画社会」について発信を行っていく。 地域組織内の事項のため、強制することができないことが課題である。						住民課 総務課	
<重点施策7> 地域組織への情報提供、出前講座の実施	自治会などの地域組織に対して出前講座や先進地視察などを積極的に提案するなどの取り組みを行う (目標:各行政区で1回の出前講座の実施)	区長会や公民館長会等における研修を実施します。	実施していない。 「遠賀町男女共同参画推進計画」の理解が重要で、研修を実施していく。						住民課 全庁的取組
		各行政区で、男女共同参画に関する出前講座を実施します。 (目標:23区を5年以内で実施)	各区での男女共同参画の出前講座は実施していない。 各区長に理解、協力していただくことが課題である。						住民課 全庁的取組
		各種組織や団体の先進地視察の際、男女共同参画に関する内容を取り入れていただくよう提案していきます。	提案を行っていない。 所管課を通じて提案を行っていく。						住民課 全庁的取組

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)	(実施)	(継続)			
				22	23	24	25	26	
基本方針2 男女が共に活躍できる社会環境づくり									
男女がともに能力を発揮できる就業環境を整える									
事業所や商工業・農業従事者を対象にした講座研修の実施	事業所向け「男女雇用機会均等法」などの関係法令や育児・介護休業制度の等周知徹底と啓発活動の実施	指名願提出時等にアンケートの実施及びリーフレットなどを配布し啓発活動を実施します。	平成20年度に指名願提出時にアンケートを実施した。平成22年度(平成23・24年度指名願提出時)にアンケートを実施し、「企業における女性の人權」のパンフレットを配布する予定である。 色々な機会を捉えて実施していく。						住民課 まちづくり課 行政経営課
	事業所における出前講座や研修の提案及び講座・セミナーの情報提供による従業員の参加促進	出前講座や男女共同参画に関するパンフレットの配布などにより情報提供を行い、研修会を提案します。	各事業所に対する積極的な働きかけは不十分である。商工会、建設業協会との連携が課題である。						住民課
		商工会、建設業協会に講座やセミナーの情報提供を行い、従業員の参加を促します。	各事業所に対する積極的な働きかけは不十分である。商工会、建設業協会との連携が課題である。						住民課
	家族経営協定に関して、締結促進に向けた取り組みの継続	農業者の会議や研修会において、家族経営協定に関する説明を行い、締結促進を図ります。	家族経営協定に関する説明を行っている。 家族単位での意識改革が必要である。家族経営協定締結後、男女が対等な関係を築き、農業経営がより良い状態になることが重要である。						住民課 まちづくり課
<重点施策8> 女性の就業支援のための情報提供や技術研修の実施	女性の就業支援のための情報の提供及び研修の実施 (目標:年1回)	多様な就業形態に関する情報提供ができるよう国や県の労働相談窓口についてホームページや広報に掲載します。	国や県の依頼により広報に掲載し情報提供を行っている。 国や県の労働相談窓口について情報提供を行い、住民にわかりやすく情報を提供できるようにすることが課題である。						住民課 まちづくり課
		他自治体や男女共同参画センターで行われる就業セミナー、研修会について広報・ホームページへ掲載し情報提供を行います。	県等主催の就業セミナー、研修会についてはチラシ等を窓口を設置している。また、「どし」に配付して情報提供を行っている。 広報等情報提供の方法について工夫が必要である。						住民課
		外部機関と連携し、就業のための研修の実施を目指します。	実施していない。 外部機関との連携が課題である。						住民課

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)・(実施)・(継続)					
				22	23	24	25	26	
基本方針2 男女が共に活躍できる社会環境づくり									
政策・方針決定の場への男女共同参画を進める									
リーダー育成のための講座や研修の積極的実施	女性が政策・方針決定の場でも活躍できるようリーダー育成研修の実施と情報提供	女性が政策・方針決定の場でも活躍できるための研修の実施を目指します。	実施していない。 リーダー育成を掲げた研修では参加者が少ないため、参加しやすい研修名の方が良いという意見やリーダー育成をきちんと掲げた方が良いという意見もあり、検討する必要がある。						住民課
		国・県で行われる会議やリーダー育成研修について、女性団体に対して情報提供を行います。	広報等で情報提供を行っている。また、「どし」に研修等の案内を配付している。						住民課
<重点施策9> 女性人材バンクを設置し、地域や活動団体からの人材発掘への取り組み	女性人材バンクを設置し、広報・啓発を行います (目標：平成23年度設置)	女性の人材に関する情報収集体制・活用方法等を検討し、女性人材バンクを設置します。	女性人材バンクを設置していない。 活用方法を検討し、女性人材バンク設置する。						住民課
		人材の発掘に向け、女性人材バンクに関する広報・啓発を行います。	女性人材バンクを設置していない。 女性人材バンクを設置した時には、広報等の内容について工夫する必要がある。						住民課
<重点施策10> 委員会など政策・方針決定への女性の登用を促進	地方自治法(第203条の3)に基づく審議会の女性登用率向上と女性バンクの活用などによる意識的に男女のふさわしい人材を選出するための全庁的体制の整備 (目標：登用率20%)	審議会や委員会などの委員について、女性人材バンクを活用した選任から任命までの過程を全庁的に体制を統一し、フローを作成します。	所管する担当課にて選任している。 審議会委員の選任方法について、検討する必要がある。						住民課 全庁的取組
		審議会や委員会などの選定に携わる職員に対し、女性登用促進の周知を徹底します。	女性登用促進の周知を行っている。 委員要件(充て職)により女性登用の促進が厳しい審議会等があるため、委員要件の見直しが課題である。						住民課 全庁的取組
	審議会・委員会など女性役員のネットワーク作りの推進	審議会や委員会の女性委員から構成される情報交換の機会を設け、相互の交流とネットワーク作りを推進します。	女性役員の情報交換の機会がない。 女性委員の意見を聴いて、機会を設ける必要がある。						住民課 全庁的取組

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)・(実施)・(継続)					
				22	23	24	25	26	
基本方針3 男女が自立し安心できる生活づくり									
ワーク・ライフ・バランスを進める									
<重点施策11>	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座・研修の実施 (目標:年1回)	事業所などと連携し、ワーク・ライフ・バランスに関するの講座や研修を実施し男性の参加を促進します。	実施していない。 事業所との連携や講座内容、男性の参加促進方法が課題である。						住民課
	ワーク・ライフ・バランスについての意識づくりの講座・研修の実施	男性が参加しやすい子育て講座・料理教室や家事教室・介護教室などの開催と内容の充実	休日や夜など男性が参加しやすい環境を考え、子育て講座等を開催します。	男性料理教室は平日の昼間にプレパパ・ママ教室は休日に開催している わんぱく教室については、年に3回休日に開催し、父親の参加促進を図っている。 広い年齢層が参加できる曜日、時間帯での開催が必要である。					
子育て・介護支援の充実	保育所・幼稚園・学童保育など子育て支援の充実	多様なニーズに対応できるよう幼稚園や保育園、学童保育等の充実を目指します。保育園での一時保育、延長保育を継続実施します。	全保育園で延長保育、2園で一時保育を実施している。 継続実施を支援していく。						福祉課
		病児・病後時保育を継続実施します。	おんが病院で病児・病後時保育を行っている。 継続実施を支援していく。						福祉課
	父親手帳の交付	父親の育児参加を促すため、母子手帳交付時に合わせて父子手帳の交付を継続し、プレパパ・ママ教室への参加を促進します。	母子手帳交付時に配付しており、年間8割程度の妊婦に交付している。 父子手帳の効果や反響などの調査を検討する。						住民課 (行政経営課) (生涯学習課)
	託児サービス活用の全庁の実施、託児サービスの実施拡大	町主催の講演、研修、講座などでは、原則として託児サービスを実施し、広報に努めます。	集客の多い講演会は実施している。 講座などにおける託児は実施していない場合も多く、託児サービスの実施拡大を検討する必要がある。						全庁的取組
	介護支援の充実に向けた取り組みの継続	介護の現状を把握し、利用者のニーズに合わせた介護支援サービスの周知を図ります。	窓口において相談等を実施しているが、全体の把握まで至っていない。 相談業務の充実及び連携、拡大のために社会福祉士による相談業務を検討している。						福祉課
育児・介護を行う労働者に対する総合的な相談・情報提供の実施	介護や育児についての総合的な相談・情報提供窓口の設置	介護や育児についての相談窓口を設置します。	総合的な窓口はない。 介護や育児についての相談があれば、福祉課を中心に関係課が連携して対応している。						福祉課
		相談に携わる職員については、研修会等への参加を促し資質向上を図ります。	相談者研修会等への参加している。 計画的に参加していく必要がある。						福祉課 総務課

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)・(実施)・(継続)					
				22	23	24	25	26	
基本方針3 男女が自立し安心できる生活づくり									
心と体の健康づくりを支援する									
<重点施策12> 相談・カウンセリング体制の充実	心や体の健康に関する相談・カウンセリングの専門窓口を設置 (目標:平成24年度)	心や体の健康に関する相談窓口を明示します。	専門窓口の設置はない。 福祉課や協働・人権推進係などの関係部署が連携して相談にあっている。						住民課 福祉課
		相談に携わる職員については、研修会等への参加を促し資質向上を図ります。	相談者研修会等に参加している。 計画的に参加していく必要がある。						住民課 福祉課
		性差医療などの心と体に関する知識の普及	健診時や各種講座、広報等において性差医療などに関する知識の普及を図ります。	性差医療などに関する講座や広報での知識の普及等は実施していない。 効果的な普及方法を検討する必要がある。					
リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど 母性保護に関する情報提供	女性に対する母子保健サービスの提供と、それに関する情報提供の継続	年間の母子保健サービスを一覧表にするなどして広報等により周知します。	年1回広報に母子保健サービスの年間事業日程を折り込んで周知を図っている。 継続して実施していく。						住民課 福祉課
		母子手帳交付時や新生児訪問時に町の母子保健サービスや他のサービスに関することについて情報提供します。	母子手帳交付時や新生児訪問時に情報提供をしている。 継続して実施していく。						住民課 福祉課
		子宮頸がんワクチン接種の公費負担について検討します。	公費負担は行っていない。 ワクチン接種の公費負担に関しては、現在県内で実施している市町村はないが、平成23年度からの実施に向け検討中である。						住民課 福祉課
		各種研修会や講座、広報やホームページ、リーフレット等を活用して知識の普及と意識啓発を行います。	平成20年度には広報にリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するコラムを掲載したが、その後は行っていない。 効果的な普及方法を検討する必要がある。						住民課 福祉課

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)・(実施)・(継続)					
				22	23	24	25	26	
基本方針3 男女が自立し安心できる生活づくり									
男女共同参画に関わる人権侵害の根絶と被害者の支援を進める									
<重点施策13> DV・セクハラ・ストーカー行為の根絶に向けた啓発の推進	人権侵害にあたる行為や、行為が被害者の生活・生命を脅かすことへの理解に向けた啓発	リーフレット等を作成し、町のイベント時に配布して啓発を行います。	行っていない。 DV・セクハラ・ストーカー行為についてのリーフレット等は作成していない。新たな経費が必要なことが課題であるため、県等が作成したリーフレットを活用していく方法を検討する。						住民課 生涯学習課
		広報・ホームページ、研修会・講演会、またDVDの貸し出しなどを活用し啓発を行います。	広報では行っているが、研修会・講演会は実施していない。効果的な啓発を検討する必要がある。						住民課 生涯学習課
	あらゆる機会を活用した啓発の実施とDV・セクハラ・ストーカー行為に関する講座・研修の実施 (目標:年1回)	「女性に対する暴力をなくす運動」週間や町のイベント時など機会を捉えてリーフレットやパンフレットを作成・配布し啓発に努めます。	パンフレットを作成し「女性に対する暴力をなくす運動」週間に全戸配付を行った。 継続的な実施については経費が課題である。広報誌を利用する等啓発方法を検討する必要がある。						住民課
		「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせて、講座や研修会などを実施します。	実施していない。 新たな経費が必要であるため、他の研修を含め計画的に実施する必要がある。						住民課
	被害者に対する支援体制の周知徹底と、通報についての啓発	おんがホットラインを含めた相談窓口・支援体制を整備・PRします。	相談窓口は広報等で周知している。 支援体制については整備する必要がある。						住民課
		コミュニティバス車内の広告スペースを利用し、相談窓口の周知徹底を図ります。	実施している。 継続して実施していく。						まちづくり課 住民課
		月2回の広報における「くらしの情報」欄に1回は相談窓口一覧表を掲載します。	広報で年に2回程度相談窓口を掲載し、周知している。 必要時にどこに電話してよいか分かるように周知する必要があるため、紙面の工夫を行い可能な限り実施していく。						まちづくり課

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)・(実施)・(継続)					
				22	23	24	25	26	
基本方針3 男女が自立し安心できる生活づくり									
男女共同参画に関わる人権侵害の根絶と被害者の支援を進める									
庁内関係課が連携した相談体制の充実	暴力や被害者の生活、就労、法的な手続きなど相談体制の強化と窓口の明確化	DV、セクハラ、ストーカー被害など各種相談時における体制や窓口をチャート化するなどして整理し、住民への周知も行います。	作成していない。 DVに関しては、各種相談窓口や相談の流れについて、冊子を作成し、全戸配付を行った。 未作成のセクハラ・ストーカー被害についても各種相談窓口を整理し、住民に周知する必要がある。						住民課 福祉課 学校教育課
	庁内の連携体制の整備	連携体制の確認及び情報の共有化を図るため、関係課による連絡会議を開催します。	共有化した連携体制が確立されていない。 関係課による連携体制を整備していく。						全庁的取組
県保健福祉環境事務所・近隣自治体担当課と連携した被害者保護と支援	ネットワーク体制を整備と関連機関との連携による被害者保護支援の強化	関連機関とのネットワーク体制を整備します。	推進計画において、DVに関するネットワーク体制を図式化し整備している。 関連機関との緊密な連携が課題である。						住民課 福祉課 学校教育課
		関連機関との情報交換を図り、被害の防止や被害者の保護・支援を連携して行います。	関連機関との情報交換は不十分である。 定期的に関連機関との情報交換を行う必要がある。						住民課 福祉課
	通報体制の整備	ケース別の通報体制を整備します。	整備していない。 関連機関との調整が課題であり、連携して整備していく。						住民課
		通報体制等について関連機関に周知し、連携を図ります。	実施していない。 ケース別の通報体制を整備し、関連機関と連携を図っていく。						住民課
被害者情報の非開示についての連携と管理	個人情報及び被害者情報の非開示を徹底した管理を職員に周知し、連絡・チェック体制を整備します。	DV被害者に関する情報非開示(非開示申請有り)は実施し、職員への周知も行っている。 定期的に職員への周知を実施する。						全庁的取組	

遠賀町男女共同参画社会実施計画

基本方針・大項目・中項目	小項目	施策・事業内容	現状と課題	年 度					主管課
				(検討)・		(実施)・		(継続)	
				22	23	24	25	26	
推進体制									
庁内男女共同参画推進委員会の設置、職員研修の実施	男女共同参画推進委員会の設置	計画を総合的かつ効果的に推進するため、役場内の推進組織として、男女共同参画推進委員会を設置し、推進に向けての助言などを行います。また、定期的開催される男女共同参画ワーキングでは、各課の進捗状況を把握します。	男女共同参画推進委員会を設置し、課長会等に合わせ毎年開催し、計画や進捗状況について報告を行っている。 継続して設置する。 各課職員で構成されるワーキングチーム会議を定期的開催し、取り組み状況を把握する。						住民課
	職員の意識改革・意識の向上	男女共同参画を実施する為には、職員の意識改革が重要なため、定期的に職員研修を行います。	担当職員は研修の機会があるが、担当以外の職員が研修を受ける機会がないことが課題である。 男女共同参画を題材とした職員研修実施に向け、検討を行っていく。						住民課 総務課
		人事係と連携し、ワーキングメンバーを中心に他自治体などで開催されるセミナーや講演会への参加を促進します。	ワーキングメンバーに対する研修は実施していない。 県等の講演会や研修会にワーキングメンバーも参加する機会を設け、意識の向上を図る。						住民課 総務課
男女共同参画審議会の設置	地域と行政をつなぎ男女共同参画社会を推進していくけん引役として、地域の活動団体の代表や有識者などからなる男女共同参画審議会を設置し、男女共同参画社会推進計画の進捗状況の把握や、条例に関する意見交換を行います。	男女共同参画審議会の設置し、諮問に応じ審議を行っている。 継続して設置し、推進計画の進捗状況や条例に関する審議を行っていく。						住民課	
男女共同参画に対する住民・職員意識調査の実施	計画の進捗状況や事業の成果を把握し、方向性を見直すため、定期的に住民や職員の意識調査を実施します。	平成21年度に住民意識調査を実施した。職員に対する意識調査は実施していない。 定期的に住民意識調査を実施する必要がある。職員の意識調査も実施を検討する。						住民課	